

●香川県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき変更後の区域により道路の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年3月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 込野観音寺線（6号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町河内字轟口 1911番4地先から	前	5.6~13.6	73	道路局部改修事業に伴う平成 13年香川県告示第799号で変 更した区域の一部の変更
三豊市山本町河内字轟口 1904番3地先まで	後	5.6~22.8	73	

- 4 供用開始の期日 平成24年3月9日